

中央区アピアランスケア費用助成事業 Q&A

区分	質問	回答
制度・申請	この制度は何回利用できるのか。	おひとり、生涯2回です。
	現在、中央区に住んでいるが住民票が中央区にはない。この場合でも申請ができるか。	いいえ。 中央区に住民登録がある方が対象となります。
	現在は中央区に住民登録があるが、対象品を購入した時は別の自治体に住んでいた。助成対象になるか。	はい。 申請時点で中央区に住民票を有していれば対象となります。
	所得制限はあるか。	ありません。
	年齢制限はあるか。	ありません。 ただし、未成年者が助成対象者である場合は、親権者が申請してください。
	未成年の子どもに購入したものについて、保護者が申請する場合はどうしたらよいか。	申請書の「対象者」欄に、助成対象者であるお子様の情報を記入ください。また、助成対象者（子ども）と申請者（親権者）が同一世帯ではない場合は、申請者の方が対象者の方の「親権者であること」が確認できる書類も一緒に提出ください。
	（保健所・保健センターの窓口で申請する場合）患者本人が申請しなくてもよいか。	申請ができるのは、患者本人（助成対象者）またはその同世帯の方です。それ以外の方が申請する場合は、患者本人が記載した委任状が必要になります。
	再発した場合や、異なる疾病に罹患した場合にまた利用できるのか。	はい。 おひとり2回までなら、利用していただけます。
	過去に治療を受けていたのだが、助成対象となるか。	はい。 治療を受けていた期間は問わず、申請日からさかのぼって1年以内に対象品を購入した費用が対象となります。ただし、「がんその他の疾病及び治療の影響または外傷に伴う外見の変化」がわかる書類が必要になります。 書類が手元に残っていない場合は、治療等を受けた病院に相談して発行してもらってください。（書類発行にかかる費用は助成の対象外です。）
	外科的治療（手術）を受けたのは2年前だが、助成対象となるか。	はい。 手術した日は問わず、申請日からさかのぼって1年以内に対象品を購入した費用が対象となります。ただし、「がんその他の疾病及び治療の影響または外傷に伴う外見の変化」がわかる書類が必要になります。

中央区アピランスケア費用助成事業 Q&A

区分	質問	回答
申請	中央区へ転入する前の自治体（東京都内）で同様の申請をして助成をしてもらったことがある。今回新たに購入したものは申請できるか。	当事業は、おひとりにつき中央区及び東京都内自治体を含めて2回まで交付を受けることができます。前にお住いの東京都内の自治体で令和5年4月以降に助成金の交付を受けたことがあれば1回とカウントされる場合があります。詳しくはお問い合わせください。 なお、東京都以外の自治体で助成を受けた場合でも、同じ商品で2回の助成を受けることはできません。
	民間の医療保険に加入していて、ウィッグを購入した費用の助成を受けた。中央区でも申請できるか。	はい。 民間の医療保険の給付を受けたかどうかは問いません。
	個人売買で購入した場合は助成対象になるか。	いいえ。 インターネットオークションやフリマアプリ等、個人間で売買された物は助成対象外です。
請求	振込先口座を配偶者の口座に指定したいが、可能か。	はい。 配偶者等、申請者ご本人以外の名義となっている口座を振込先口座にされることも可能です。 ただし、この場合は請求書の「委任状」欄に、申請者ご本人による一筆が必要となります。
	振込先口座を申請者本人以外の口座にする場合、請求書右上の宛名は振込先口座を所有する人の名前を記入すれば良いか。	いいえ。 振込先口座を申請者ご本人名義以外の口座にする場合であっても、請求書右上の宛名は、請求者ご本人の住所、氏名をご記入ください。
	助成対象者（患者）が未成年で、親権者が申請する場合は、請求書の委任状欄は記載しなくて良いか。	助成対象者（患者）が未成年で、申請者である親権者の名義となっている口座を振込先口座に指定する場合は、請求書の「委任状」欄への一筆は不要です。 ただし、申請者（親権者）が母親で、振込先口座を父親名義の口座に指定する等、申請者（親権者）と振込先口座が同一でない場合は、請求書の「委任状」欄へ一筆が必要となります。
拡充	令和8年4月1日より前に医療用帽子を購入した。令和8年4月1日以降に申請をすれば毛付き帽子の購入額は助成されるか。	いいえ。 拡充後に新たに対象品となった医療用帽子は令和8年4月1日以降に購入したものでないと助成の対象とはなりません。（義眼等補整物、冷却用キャップ・グローブ・ソックスについても同じです。）

中央区アピランスケア費用助成事業 Q&A

区分	質問		回答
助成対象品	ウィッグ	ウィッグの部分かつらは対象になるのか。	はい。 全部かつらのほか、部分かつらも対象になります。
		ウィッグ購入時にヘアカットをしてもらった。この費用も対象になるか。	いいえ。 別で費用がかかったものやオプション等は対象となりません。ただし、カット込みのウィッグであれば、そのまま商品の費用として対象になります。
		毛が付いていない帽子は対象になるか。	毛が付いていない帽子であっても「医療用帽子」という名称で販売されているものであれば対象にはなりません。
		ウィッグの付属品は、どこまでが助成対象となるのか。	ウィッグを装着するためのネット・クリップは、助成対象品に含まれます。 それ以外の付属品（ウィッグのスタンドなど）や日常的なケア用品（クリーナー、リンス、ブラシなど）、メンテナンス代は対象となりません。
		ウィッグ用のネット（またはクリップ）のみ購入した。ネットだけで申請できるか。	いいえ。 装着用ネット（クリップ）のみでは申請できません。ウィッグと合わせて申請してください。
	補整下着	乳がん手術後の補整下着で、助成対象となる商品、また、対象外となる商品を教えてください。	助成対象となるのは、乳房の切除手術を受けた方が、退院後にアピランス（外見）ケアの目的で使用する商品です。 【助成対象となる商品】 ・補整機能のある下着とパッドのセット ・乳がんケア用のパッド（パッド単体でも可） 【助成対象とならない商品】 ・乳がん術後用でない一般的な下着（パッド付きでも対象外です。） ・乳房の手術部を保護する目的のサージカルケアブラ（胸帯） ・入浴時に身体を保護するバスタイムカバー ・補整機能の付いた水着（日常的に使用する場合を除く） ※領収書に「補整下着」とだけ記載がある場合は、購入した商品の内容が分かるものを添付してください。
		補整下着は、乳がんによるものに限られるのか。 たとえば、皮膚がんにより乳房切除をした場合はどうか。	限りません。 がんのみでなく、その他の疾病や外傷の治療における外見の変化をカバーする胸部補整具であれば、対象になります。

中央区アピアランスケア費用助成事業 Q&A

区分	質問		回答
助成対象品	エ ピ テ ー ゼ	この事業で助成されるエピテーゼとはどのようなものか。	エピテーゼとは、外科的治療等による身体の欠損部分を補完ための人工ニップル・人工乳房（直接肌に張り付けて使用するもの、ただし乳房再建手術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）や義眼等（身体の欠損を補うもの）などとなります。
		他の制度でも申請することができるエピテーゼをこの助成事業にも申請できるか。	いいえ。 健康保険法等による治療用装具療養費や、障害者総合支援法による舗装具費支給制度など、他制度の対象となる場合は対象外です。
		脱着に必要な接着剤や剥離剤も対象になるか。	いいえ。 対象になりません。
	弾 性 着 衣	弾性着衣は腕用、手のひら用、足用などがあるが、何でも対象になるのか。	はい。 部位は問いませんが、原則として着圧が30mmHg以上（医師の特別な指示がある場合は20mmHg以上）が対象です。
		弾性着衣は保険の申請もできると聞いたが、同じものをこの助成金事業にも申請できるか。	いいえ。 保険適用（療養費の支給）となる場合には、当事業への申請はできません。加入されている健康保険の保険者へご相談ください。 療養費の支給は、6か月毎に2着の支給が限度とされているため、3着目以降の購入品など、療養費の支給範囲外となる場合のみ、当事業の対象となります。 区にご申請をいただいた場合は、療養費の支給対象かどうかを確認させていただく場合があります。 なお、民間の保険は当事業とは別に申請ができます。
	そ の 他	ウィッグと補整下着、といった種類の違う品物の組み合わせも可能か。また、個数制限はないのか。	はい。 1回の申請で助成金額以内であれば、組み合わせは自由です。個数制限はありません。
		対象品を購入する際に送料や手数料がかかった。助成対象となるのか。	いいえ。 送料や手数料は、対象になりません。助成対象は、対象品本体にかかる経費（消費税含む）のみです。 （例）10,000円の商品に送料600円がかかり、合計10,600円を支払った場合、区から助成対象となるのは10,000円となります。
領収書	ポイントやクーポン券で購入した商品は申請できるか。		いいえ。 購入者が実際に負担した金額が対象となります。ただし、購入費用の一部にポイントやクーポンを使用した場合、実際に負担した金額の申請ができます。 （例）10,000円の商品に2,000円分ポイントやクーポンを使用し、8,000円支払った場合は8,000円が助成対象です。

中央区アピランスケア費用助成事業 Q&A

区分	質問	回答
	領収書の宛名を上様でもらったが、申請可能か。	いいえ。 領収書には、申請者の氏名（フルネーム）の記載が必要です。お手数ですが、発行者へ領収書の再発行を依頼してください。
	領収書に収入印紙が貼られていないが、申請可能か。	以下の場合は、収入印紙は不要です。 ・購入金額が50,000円未満の領収書 ・クレジットカード払いで購入した場合の領収書 ※ただし、領収書にクレジットカード払いであることの記載が必要です。 これ以外は収入印紙が必要ですので、発行者へ依頼してください。
	インターネット（クレジットカード決済）で購入した。その領収書がないが、どうしたらよいか。	領収書に代わるものとして、支払いをした事がわかるものと、必要事項（①宛名（申請者のフルネーム）、②購入日（発行日）、③購入金額、④金額の内訳、⑤領収書発行者の名称及び住所）すべてが確認できるものをご提出ください。 (例) クレジットカード会社からの請求明細の原本（支払いをした事が分かるもの、①申請者名、②購入日、③購入金額）＋申込みの受注確認のメールをプリントアウトしたもの（④金額の内訳、⑤購入先の名称・住所）など
	店舗で、クレジット払いで購入した。領収書が発行されなかったがどうしたらよいか。	購入された店舗へ領収書の発行を依頼してください。 発行ができない場合は、必要事項（①宛名（申請者のフルネーム）、②購入日（発行日）、③購入金額、④金額の内訳、⑤領収書発行者の名称及び住所）全てを確認できるものをご提出ください。
レンタル	レンタルの場合も購入したものと同様に1年以内の申請期限はあるか。	はい。 レンタル品の場合はレンタルのための費用を支払った日の翌日から1年以内の申請をお願いします。
	レンタルの際にかかる保証料や送料などは助成対象となるか。	いいえ。 保証料や送料は、対象になりません。助成対象は、対象品本体にかかる経費（消費税含む）のみです。
	レンタル品の領収書にも収入印紙は必要か。	いいえ。必要ありません。
レンタル	毎月使用料を支払ってる場合の申請はどうしたらよいか。	領収書をまとめて申請してください。その際、レンタルのための費用を支払った日の翌日から起算して1年以上過ぎた領収書の分はお支払い出来ませんので、ご注意ください。